



平成 27 年 3 月 19 日

株主各位

会 社 名 共同ピーアール株式会社  
代表者名 代表取締役社長 上村 巍  
(JASDAQ・コード番号: 2436)  
問合せ先責任者 経営企画室長 植松 善洋  
電 話 03-3571-5172

### 招集通知記載事項の一部訂正について

平成 27 年 3 月 12 日付で株主の皆様へご送付いたしました当社「第 51 期定時株主総会招集ご通知」につきまして、下記のとおり記載事項の一部を訂正いたします。

このたびの訂正は、平成 27 年 3 月 27 日開催予定の当社第 51 期定時株主総会における第 3 号議案に係る株式会社新東通信（以下「提案株主」といいます。）による株主提案につきまして、提案株主から「議題提案書の一部訂正について」及び「貴社の適時開示及び招集通知の記載事項に関する訂正の申入書」と題する書面を受領したことによるものです。

- (1) 「第 51 期定時株主総会招集ご通知」39 頁  
(提案株主から提出された「議題提案書の一部訂正について」と題する書面に記載の内容を、原文のまま記載いたします。)

前略 提案者株式会社新東通信（以下「本株主」という）は、平成 27 年 3 月 27 日開催予定の貴社第 51 期定時株主総会における議題について、同年 1 月 15 日付「議題提案権の行使に関する書面」（本書面において「議題提案書」という）により「取締役 5 名選任の件」を提案しておりますが、同書面の「ウ 候補者の略歴等」の末尾注記欄の記載について一部記載漏れがありましたので下記のとおり訂正します。

なお、追加の箇所については下線を付しております。

### 記

<訂正前>

(注)

1. 各取締役候補者と貴社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 沼田英之氏、西井雅人氏、谷鉄也氏、平英毅氏及び下土井幸雄氏は、新任取締役候補者であります。
3. 谷鉄也氏、平英毅氏及び下土井幸雄氏は、社外取締役候補者であります。
4. 谷鉄也氏は、広告業等を営む株式会社新東通信の代表取締役社長であり、企業経営、事業戦略に関する豊富な知識と経験を有しております。
5. 平英毅氏は、弁護士、中小企業診断士及び経営革新等支援機関として、コーポレート・ガバナンス、企業コンプライアンス及び企業再生に深い造詣を有しております。
6. 下土井幸雄氏は、経営コンサルティング業等を営む船井アドベンチャー株式会社の代表取締役であり、企業経営の建て直しに豊富な実績と見識を有しております。
7. 平英毅氏及び下土井幸雄氏は、東京証券取引所が定める独立役員の定義に該当しています。

<訂正後>

1. 各取締役候補者と貴社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 沼田英之氏、西井雅人氏、谷鉄也氏、平英毅氏及び下土井幸雄氏は、新任取締役候補者であります。
3. 谷鉄也氏、平英毅氏及び下土井幸雄氏は、社外取締役候補者であります。
4. 谷鉄也氏は、広告業等を営む株式会社新東通信の代表取締役社長であり、企業経営、事業戦略に関する豊富な知識と経験を有しております。
5. 平英毅氏は、弁護士、中小企業診断士及び経営革新等支援機関として、コーポレート・ガバナンス、企業コンプライアンス及び企業再生に深い造詣を有しております。
6. 下土井幸雄氏は、経営コンサルティング業等を営む船井アドベンチャー株式会社の代表取締役であり、企業経営の建て直しに豊富な実績と見識を有しております。
7. 平英毅氏及び下土井幸雄氏は、東京証券取引所が定める独立役員の定義に該当しています。
8. 谷鉄也氏、平英毅氏及び下土井幸雄氏が社外取締役に選任された場合は、共同ピアーオール株式会社と谷鉄也氏、平英毅氏及び下土井幸雄氏との間で、会社法第 427 条第 1 項及び定款第 33 条 2 項の規定に基づき会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に定める最低責任限度額といたします。

草々

(2) 「第 51 期定時株主総会招集ご通知」 42 頁

平成 27 年 3 月 5 日付当社決算取締役会において、第 51 期定時株主総会付議議案を決議した時点では訂正前のおりの状況でしたが、提案株主が、翌 3 月 6 日付にて東海財務局長に対して大量保有報告書の変更報告書を提出され、金融商品取引法に違反する状態を解消されたことを確認いたしましたので、以下のとおり訂正いたします。

<訂正前>

ところが、提案株主は、例えば、その大量保有報告書において、「重要提案行為等」の「該当事項なし」と記載しているにもかかわらず、本議案に係る株主提案に及んだ後も、未だに大量保有報告の変更報告書を提出しておらず、金融商品取引法に違反する状態となっているのであり、**提案株主に上場会社を規律する法令、規則等を遵守する意思又は能力があるのかを疑わざるを得ない状況です。**

<訂正後>

ところが、提案株主は、例えば、平成 27 年 3 月 5 日現在提出されている大量保有報告書において、「保有目的」に**重要提案行為等記載がない**にもかかわらず、本議案に係る株主提案に及んだ後も、未だに大量保有報告の変更報告書を提出しておらず、金融商品取引法に違反する状態となっているのであり、**提案株主に上場会社を規律する法令、規則等を遵守する意思又は能力があるのかを疑わざるを得ない状況です。**

以 上